

eLTAX(エルタックス)・光ディスクにより 給与支払報告書を提出する方へのお知らせ

名古屋市

1. eLTAX(エルタックス)を利用して給与支払報告書を提出する方へ

令和6年度の市民税・県民税から適用される税制改正により、エルタックスを利用して給与支払報告書を提出した特別徴収義務者について、

- 「特別徴収税額のお知らせ(特別徴収義務者用)」(以下「特別徴収義務者用通知書」といいます。)の受取方法について、電子データの副本送付は廃止され、「正本の電子データをeLTAXで受け取る」または「正本の書面を郵送で受け取る」の選択のみとなりました(書面と電子データの両方の受け取りは選択できません)。
- 「特別徴収税額のお知らせ(納税義務者用)」(以下「納税義務者用通知書」といいます。)の受取方法として、電子データを選択することができることとなりました。

よって、令和6年度以降の通知書の受取方法は、次の4通りになりますので、エルタックスで給与支払報告書を提出する際は、よく確認したうえで受取方法を選択してください。

給与支払報告書の提出時に選択する特別徴収税額通知書の受取方法		
①	特別徴収義務者用	正本の電子データをeLTAXで受け取る
	納税義務者用	電子データをeLTAXで受け取る ※1
②	特別徴収義務者用	正本の電子データをeLTAXで受け取る
	納税義務者用	書面を郵送で受け取る
③	特別徴収義務者用	正本の書面を郵送で受け取る ※2
	納税義務者用	電子データをeLTAXで受け取る ※1
④	特別徴収義務者用	正本の書面を郵送で受け取る ※2
	納税義務者用	書面を郵送で受け取る

※1 「納税義務者用通知書」を電子データで受け取る場合は、給与支払報告書(個人別明細書)について、受給者番号の記載が必要です。

※2 令和6年度以降は、書面で送付される「特別徴収義務者用通知書」について、電子データの副本は送付されません。

2. 光ディスクを利用して給与支払報告書を提出する方へ

令和6年度の市民税・県民税から適用される税制改正により、電子データの副本送付は廃止されるため、光ディスク(CD・DVD)などの媒体を利用して給与支払報告書を提出した場合は、書面の「特別徴収義務者用通知書」及び「納税義務者用通知書」のみが送付されることとなります(CDまたはDVDに格納した電子データの副本は送付されません)。

通知書の電子データが必要な場合は、エルタックスを利用した給与支払報告書の提出をご検討ください。

※ 納税義務者用通知書の電子化などについて詳しくは、エルタックスホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

エルタックス

検索